

## 根室商工会館使用規則

- 第 1 条 根室商工会館の使用については本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 会館の使用希望者はあらかじめ使用申込書に該当事項を記入し、根室商工会議所に提出しなければならない。
- 第 3 条 使用希望は使用申込書に別に定める使用料を前納し、使用について会議所責任者の承認を受けなければならない。
- 第 4 条 使用者の使用目的が風俗または社会の公安を害すると認められる時は、使用申込みは受けない。
2. 会議所は使用を承認した後においても次の各号の 1 に該当する時は、その使用承認の条件を変更し、または使用を停止もしくは使用承認を取消することができる。
- イ、使用者が使用承認の条件または使用規程等に違反したとき本所の業務遂行に支障をきたすと認めるとき
  - ロ、商工会議所において公益を害する恐れがあると認めるとき公益上やむを得ない事由を生じたとき
- 第 5 条 使用者が会館の使用に当り特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ会議所の承認を受けなければならない。
- 第 6 条 使用者は会館の使用承認を受けた目的以外に使用したり転貸し、または権利を譲渡してはならない。
2. 使用者が前項の義務を履行しないときは、会議所がこれを代行し、その経費を使用者から徴収する。
- 第 7 条 使用者が建物または附属物もしくは備付け物件を損傷し、または滅失（故意過失を問わない）したときは会議所の認定した損害額を賠償しなければならない。
- 第 8 条 会館使用時間の延長は原則として認めない。但し会議所においてやむを得ない事由があると認めるときは使用状況を考慮し、延長を認めることがある。
- 第 9 条 使用者はその使用に当たっては会議所係員の指示に従い、特に各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1、入場人員は各室に収容できる定員を標準とすること
  - 2、釘または貼紙等により建物を汚損あるいは損傷しないこと
  - 3、承認を得ずに建物内に仮設備をつくらないこと
  - 4、著しく泥または汚物の付着した履き物及び滑止め装置をした履き物類で会館内に立ち入らぬこと
  - 5、大気には特に注意し喫煙に必要な設備のある個所以外では喫煙せぬこと
  - 6、使用後の後片づけは丁寧にいき必ず会議所係員に終了の検を受けること
- 第10条 使用者は火災、震災、その他の災害またはガス、電気、水道、昇降機、冷暖房装置の故障等による商品または陳列品の損傷または滅失、盗難等について故意に基づく場合の外は会議所に対して、賠償を求めないものとする。
- 第11条 この規程により難しい場合についてはその都度会議所においてこれを定める。

## 付 則

- 第12条 本規程は昭和48年5月1日から施行する。
- 第13条 平成4年5月22日施行の「規程管理規則」により、「商工会館使用規程」から「商工会館使用規則」へ名称を変更する。